

意見書案第3号

イネ縞葉枯病の抜本的な対策を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年 3月13日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

提出者	取手市議会議員	渡部 日出雄
〃	〃	石井 めぐみ
〃	〃	遠山 智恵子
〃	〃	加増 充子
〃	〃	細谷 典男
〃	〃	関川 翔
〃	〃	結城 繁
〃	〃	齋藤 久代

イネ縞葉枯病の抜本的な対策を求める意見書

近年、イネ縞葉枯病の発生が関東以西において顕著化している。

茨城県内においても、昨年、県西地区を中心に被害が報告されており、米の収量が半減した圃場もあると聞いている。

取手市においては、発生の拡大防止のため関係機関が協力し、圃場の耕起や周辺の草刈りの徹底、薬剤の使用、抵抗性品種の飼料用米への転換などの注意喚起を積極的に行っている。

しかし、農家個人や市町村単独による防除対策には限度があり、被害の拡大状況から見ても非常に困難である。

このまま発生が拡大し続ければ、地元の主要銘柄であるコシヒカリの生産に大きなダメージを受け、生産農家の収入減少は元より、主要銘柄が生産できなくなれば生産意欲の減退にも繋がりがかねない。

については、離農者や耕作放棄地の急激な増加により、農地が持つ多面的機能の維持ができなくなることも懸念されることから、下記のとおり措置を求める。

記

1. イネ縞葉枯病の拡大防止に向けた抜本的な対策を早急に講ずること。
2. 全ての水稻農家を対象とした助成措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

茨城県取手市議会

提出先 内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長、茨城県知事